第 1914 号

(2-2)



1994年1月6日創刊・毎日発行

リーダァスクラブFAXニュース

(2001年)平成13年10月22日 月曜日

発行所

大阪市中央区平野町3-1-10 Tel:06-6209-7678 株式会社 FPシミュレーション 編集発行人:税理士 三輪 厚二 Fax:06-6209-8145

4 米国同時多発テロ事件被災者のための寄付金

Q:全世界を震撼させた米国同時多発テロですが、サラリーマンである私も、被災者のために寄付をしたいと思っています。この場合の寄付金の取扱いについて教えてください。

A:日本赤十字社などの特定公益増進法人に対する寄付金であれば、寄付金控除の対象になります。

【解説】

米国同時多発テロ事件など海外で発生した 災害等の被災者等のための救援寄付金につい ては、税務上、次のような取扱いになります。

(1) 特定公益増進法人に対する寄付金

日本赤十字社などの特定公益増進法人に対する寄付金については、所得税の寄付金控 除の対象になります。

なお、マスコミ等が募集した救援寄付金についても、その全額を日本赤十字社に寄付する、いわゆる通過勘定とした場合には、特定公益増進法人に対する寄付金になりますが、米国赤十字社は特定公益増進法人には該当しませんので、直接米国赤十字社に寄付をした場合には寄付金控除の対象にはなりません。

(2) (1)以外の寄付金

救援寄付金であっても、上記(1)の特定公益増進法人に対する寄付金でない場合には 寄付金控除の対象にはなりません。

ちなみに、寄付金控除を受けるためには、 寄付金控除に関する事項を記載した確定申告 書に一定の書類を添付等して提出する必要が あります。







